

軽自動車税種別割のお知らせ



軽自動車等の各種手続きについて

◎原動機付自転車や軽自動車の廃車・譲渡・住所変更などの手続きは3月中に済ませましょう

原動機付自転車や二輪の小型自動車、軽四輪自動車などにかかる軽自動車税種別割は毎年4月1日現在の名義人(所有者)に課税されます。

次の場合には届け出が必要です。

- ・譲渡、転売、盗難などにより現在所有していない場合
- ・他市町村へ転出または他市町村から転入された場合
- ・所有者がすでに死亡している場合

手続きの詳細については、右記の窓口へお問い合わせください。

※軽自動車税種別割は月割税制度ではありません。年度途中に廃車した場合でも、すでに納められた税金はお返しできません。

◎小型特殊自動車をお持ちの方へ

小型特殊自動車とは、農耕作業用自動車およびその他の自動車で下記の規格に該当するものです。地方税法上、小型特殊自動車は公道の走行の有無にかかわらず所有していると課税対象となります。

◆小型特殊自動車の規格

農耕作業用自動車…乗用装置付きの農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、コンバイン、田植機などで最高速度時速35km未満のものおよび農耕トラクタにけん引される農耕作業用トレーラー
その他のもの………乗用装置付きのフォーク・リフト、ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラなどで車両の長さ4.7m以下・幅1.7m以下・高さ2.8m以下で最高速度時速15km以下のもの
新しく車両を取得した方(法人)または現在未申告の車両を所有している方(法人)は、市税務課で申告手続きをし、標識(ナンバープレート)の交付を受けてください。

また、車両を廃棄・譲渡等する場合は、市税務課で標識(ナンバープレート)の返納手続きをしてください。

軽自動車税種別割の減免制度について

軽自動車税種別割は一定の要件を満たしている場合、申請により減免を受けることができます。減免の種類は以下のとおりです。

- ・身体等に障がいを有する方に対する減免
- ・車いす移動車等の特殊な構造の車両に対する減免
- ・直接公益のために使用する車両に対する減免(社会福祉法人等)

それぞれに要件、提出期限、必要書類が異なりますので、申請をお考えの場合はお早めにお問い合わせください。また、すでに減免を受けておられる方についても、減免対象車両の変更、障がいの級別や用途が申請時と変更になった場合は再度申請が必要となります。

軽自動車税種別割の税率について

軽自動車税種別割の税率(年額)は軽自動車等の種類、排気量、初回登録年月日、経過年数、燃費性能などにより定められています。

- ・平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は平成27年3月31日までに新車登録した車両と税率が異なります。
- ・最初の新規検査から13年を経過した車両は重課税率が適用となります。
- ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査を受けた燃費性能等の基準を満たす一部の軽自動車は令和5年度に限りグリーン化特例(軽課)が適用されます。

※詳しくは 市ホームページ「軽自動車税種別割について」をご覧ください。

【お問い合わせ先】市税務課 諸税担当(市役所1階)

☎ 32・3845 / FAX 33・3401 / Mail:shozei@city.komatsushima.i-tokushima.jp

税金のお支払いには安心・便利な口座振替をお勧めしております。

ご希望の方は金融機関または税務課にて事前にお手続きができますので、ぜひご相談ください。

【口座振替についてのお問い合わせ先】市税務課 納税普及担当(市役所1階)

☎ 32・3928 / FAX 33・3401 / Mail:nouzeihukyuu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

